

平成29年度第1回〔第五期目第3回〕  
松島町入札監視委員会

平成29年7月26日（水）

午前9時30分～

（松島町役場3階大会議室）

平成29年度第1回〔第五期目第3回〕松島町入札監視委員会

---

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	豊田耕史	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

総務課	環境防災班
企画調整課	
財務課	財政班
健康長寿課	高齢者支援班
	健康づくり班
産業観光課	観光班
	産業振興班
建設課	建設班
	復興班
教育課	学校教育班
水道事業所	施設班

各課(所)長・各班長・各担当者

---

事務局職員出席者

財務課	課長	千葉	繁雄
	財政班	班長	相澤 光治
		主事	中村 智英
		主事	大寺 元氣

---

## 委員会次第

平成29年7月26日（水曜日）午前9時30分開会

1.	開会の挨拶 .....	- 3 -
2.	審議案件抽出理由の報告 .....	- 3 -
3.	審議 .....	- 4 -
(1)	環 28 工第 051 号 石田沢地区防災まちづくり拠点施設他環境整備工事.....	- 4 -
(2)	高 28 工第 049 号 松島町保健福祉センター浄化槽配管改修工事.....	- 6 -
(3)	観 28 工第 053 号 観瀾亭敷地内構造物等移設・支障木等伐採工事.....	- 8 -
(4)	建 28 工第 039 号 幡谷排水機場樋管緊急補修工事 .....	- 12 -
(5)	建 28 工第 041 号 三居山トンネル補修工事 .....	- 15 -
(6)	建 28 工第 066 号 矢倉場ため池応急復旧工事 .....	- 17 -
(7)	復 27 工第 088 号 町道磯崎・手樽線道路整備工事 .....	- 19 -
(8)	復 28 工第 058 号 石田沢地区避難場所整備その 4 工事.....	- 23 -
(9)	学 28 工第 052 号 松島第五小学校校舎改修工事 .....	- 26 -
(10)	上 28 工第 050 号 松島二子屋浄水場施設建設工事 .....	- 27 -
(11)	環 28 委第 272 号 町内歩道橋等除雪その 1 業務委託 .....	- 31 -
(12)	環 29 委第 005 号 松島町一般廃棄物収集運搬業務委託.....	- 33 -
(13)	企 29 委第 003 号 松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託.....	- 37 -
(14)	財 29 委第 004 号 松島町ふるさと納税業務委託 .....	- 40 -
(15)	財 29 委第 007 号 松島町役場他消防設備保守点検業務委託.....	- 43 -
(16)	財 29 委第 009 号 松島町役場清掃業務委託 ※同時に説明.....	- 43 -
(17)	健 28 委第 265 号 インピーダンスオージオメータ（聴覚検査機器）点検業務委託.....	- 44 -
(18)	産 28 委第 252 号 松くい虫防除事業（樹幹注入）業務委託.....	- 46 -
(19)	歓 28 委第 280 号 仙台空港二次交通運行調査その 1 業務委託.....	- 48 -
(20)	上 28 委第 228 号 根廻磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設設計業務委託.....	- 49 -
4.	閉会の挨拶 .....	- 50 -

---

## 1. 開会の挨拶

○事務局 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより入札監視委員会を開催いたします。

開催に当たり、千葉財務課長よりご挨拶させていただきます。

○財務課長 皆さん、改めましておはようございます。

この4月に、企画調整課から財務課のほうに異動になりました千葉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本来であれば、町長が出席してご挨拶申し上げるところですが、町長、副町長ともに県外出張のため不在ですので、かわって挨拶をさせていただきます。

本日は本当にお忙しい中、29年度の第1回入札監視委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、入札及び契約事務の公正な執行を図ることを目的として平成20年に設置をされまして、今年でちょうど10年目の節目を迎えることになりました。これまでさまざまなご助言、ご指導を賜りまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

震災以降、復旧・復興事業の増加によりまして契約案件も増加傾向にありますけれども、関係各位の様々なご支援、ご協力によりまして各事業も順調に進みまして、平成32年度末までには何とか完了できる見込みが立っているところです。そうは申しましても、道路関係などはさまざまな関係機関との協議によりまして、やはりここ3年がピークかなというふうに思っております。

本日はこうした関連の工事請負、それから業務委託を含めましての案件につきましてご審議いただく訳ですけれども、入札契約の適正化の促進のためご指導、ご助言賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

## 2. 審議案件抽出理由の報告

○事務局 続きまして、早速ですが、契約案件の審議等に移ります。

審議案件抽出の理由について、赤石委員長よりお願いいたします。

○委員長 皆さん、おはようございます。

まず、本日の日程について、当初の日程25日を私の都合で本日にずらさせていただきました。ご迷惑をおかけしましてどうもすみません。ありがとうございました。

本日の抽出案件ですけれども、件数的に、工事請負が10件、業務委託10件にしましたけれども、抽出理由としましては、まず、高落札率ですね。中には低いという、逆に低落というのもピックアップしましたけれども、通常よりは高い、低いというものを中心に、それから契約内容の変更があった場合にその変更理由について確認すると。あとさらに高額案件というものについてもピックアップしてみました。おおむねその3つの基準で抽出したところでございます。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

### 3. 審議

(1) 環28工第051号 石田沢地区防災まちづくり拠点施設他環境整備工事

それでは、個別の審議に入ります。委員長、進行方よろしくをお願いします。

○委員長 では、よろしくお願いします。

まず最初、工事案件で、一覧表の8番目になりますけれども、〇〇〇（業者名）ですね。こちらについては内容が変更されたということで、その理由等について確認したいということでございます。

1番目の案件についてよろしいですか。お願いいたします。

○総務課 それでは、環28工第051号石田沢地区防災まちづくり拠点施設他環境整備工事について、業務の概要について説明させていただきます。

今回の業務は、条件付き一般競争入札で発注した事業となっております。

参加条件につきましては、宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市に本店または請負契約締結について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であることとなっております。

入札には2者の申請がありまして、2者で入札を行っております。

工事の概要としましては、石田沢地区の防災まちづくり拠点施設、石田沢防災センターと今なっておりますけれども、そちらと、三十刈避難所における防犯カメラの設置と同地区の備蓄倉庫への棚の設置、さらには石田沢防災センターへの階段デッキと展示パネルの設置となっております。

契約金額につきましては2,462万4,000円、最終契約額が3,109万5,360円となっております。

事業の概要につきましては以上です。

○委員長 契約内容が変更された理由、経緯についてお願いします。

○総務課 変更契約の内容につきましては、デッキの工事と被災状況等の展示パネル工事の部分、さらには工期の変更となっております。

変更契約の理由につきましては、石田沢防災まちづくり拠点施設におきましては、土木工事で設置されました施設前の側溝がありますけれども、側溝の高さと施設入り口の縁側空間が段になっていまして、そこのデッキのすり上げというのですか、すりつけの部分で、蹴り上げの部分の段差が非常に出てしまったということもありまして、もう1段そちらの柵を設置したということで、利用者の安全性を確保するためということになっております。

あとは、被災状況のパネルにつきましてパネル展示、本町としましては、メモリアル機能を持たせたものとして仕様の検討をしておりましたけれども、当初、別事業としても考えていたのですが、環境整備の一環ということもありましたので、仕様が決定した段階で、その額が事業の変更内の範囲内であったことから、変更契約として今回発注したということになっております。

以上です。

○委員長 委員の皆様、何か質問等はございますか。

○委員 すみません、段差ができたところのことですけれども、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○総務課 実際、建築工事は昨年28年12月に終わっておったのですが、環境整備、造成のほうの避難場所の駐車場とか、そちらは終わってからも整備がずっと続けられていまして、建築工事が終わった段階で、その場所の整備が進んできた段階で段差が発生したことがわかったということになっていまして、その部分が余りにも落差があったということになっていたのです、その辺を環境整備の中で変更契約として行ったということになっています。

○委員 わかったというのは、事前には予想できなかったこと。

○総務課 そうですね。本来なら、土木と建築でそこは合致しなければいけなかったのですが、現場内の工事の中での話だったもので、結果的には建築工事が終わってからそういったうちに事情が発生したということになってしまいました。

○委員 それは結局、建築工事のほうがうまくいかなかったということですか。

○総務課 いや、土木なのか建築なのかというと、その辺もあれですけれども、建築のほうで初めにやってしまったので、本来なら調整しながらであれば一番よかったですけれども。

○委員 もともとの計画の高さはあったわけですね。

- 総務課 そうです。
- 委員 その建築が終わった段階で、その高さよりも低かったのですか。
- 総務課 その土木の設計のほうが最終的には合わなかったという形になってしまうのです。
- 委員長 ちなみに、そういうものはちゃんと写真に撮られていますか。つまり、そのような判断をせざるを得なかったという証拠です、証拠。
- 総務課 写真は撮っております。
- 委員長 そうですね。というと、両方の土木と建築の意思の疎通。
- 総務課 とり合いというかですね。
- 委員長 はい。

ほかに何かご質問は。

- 委員 入札、一般競争ですけれども、応じたのがCランクとAランクの2者で、かなり広く競争性を確保するために入札参加条件を設定したと思うのですけれども、結果的に2者だったということです。これはほかの工事はどうかわかりませんが、震災需要で、いまだに応札する業者、特に建築関係とか一般的に応じる業者が少ないのか、あるいはこの工事の特殊性というか、そういうものがあって敬遠されたのか、どうなのですか。2者という業者の応募に対する受けとめ方というか、少ないと思うのですけれども。
- 総務課 我々としても少ないとは思っていましたが。大体150ぐらいは対象業者としてあるのかなとは思っていたのですが、時期的に12月からの発注ということで、年度末になると業者さんも、自分が抱えている今の業務というか、そういったものがありますので、なかなか参加しづらいというところはあるのかなとは思っています。
- 委員 ほかの工事でも一般的に少ないですか、この時期になると。
- 総務課 年度末はそうですね、少ない傾向があります。
- 委員長 とにかくこの時期、ゼネコンといいますか、こういったのが忙しくて、かなり入札されるのに応札しないというパターンがあるというふうには聞いています。

あと何かございますか。よろしいですか。じゃ1番目は結構です。ありがとうございました。

- 総務課 ありがとうございました。

## (2) 高28工第049号 松島町保健福祉センター浄化槽配管改修工事

- 委員長 では次、審議2番目ですけれども、整理番号15番、健康長寿課の、これについては契約内容を変更されたこと、それから随意契約であったことについて、そこら辺を中心にご説

明をお願いします。

○健康長寿課 それでは、ご説明させていただきます。

高28工第049号松島町保健福祉センター浄化槽配管改修工事についてご説明いたします。

こちらの施工場所は、松島町根廻保健福祉センター地内となっております。

事業期間は、平成28年11月18日から29年3月31日までです。

随意契約の理由といたしましては、浄化槽内部構造に関する工事であるため、本町に登録されている者のうち、特例浄化槽工事業者として県のほうに登録している町内2業者及び同登録者で、現浄化槽を設置したメーカーである事業者の計3者を選定したものです。町内2業者は辞退いたしまして、契約はこちらのメーカーということになりました。

契約金額は当初82万800円でしたが、変更により、最終契約といたしましては125万4,960円となっております。

事業の概要といたしましては、保健福祉センター内の浄化槽、沈殿槽から消毒槽への配管の破損が著しく、緊急に対処が必要であるため工事を行うものです。

工事に際しましては、コンクリートの厚みが、当初、設計図などでは25センチを予定しておりましたが、工事途中で35センチあるということで厚くなったため、カット作業、復旧作業、残土処分などが増えることに伴いまして変更契約に至ったものです。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

以上の説明について、委員の皆様、何か質問ございませんか。

3者選定、随契ではあるけれども、見積もりをとってということですかね。その中でしたらば、3者のうち2者が辞退してしまっただけという。辞退した理由等については何か。

○健康長寿課 見積もり依頼をさせていただいた際に、現地を見て説明をさせていただいたところ、こういった工事はやはり専門の方にやってもらうべきではないかというふうに判断されたそうです。

○委員長 専門というのは。

○健康長寿課 浄化槽に明るいメーカーの方。

○委員長 要はメーカーでないとだめではないかということですね。

あと金額変更については、厚みがちょっと違ったという。その辺は発注側の最初の確認が十分ではなかったという感じでしょうか。

○健康長寿課 そうですね。当初こちらでも完成図書での図面で確認いたしまして、その図面も



渡して一緒に確認したところ、25センチで工事の準備をしていただいたようで、カッター作業になって初めて、もっと厚みがあるということがわかった次第です。

○委員長 武田先生、そういうのがあるのですかね。当初の図面よりも実際には。

○委員 多分当時ですと結構、型枠の設置次第では、膨らんだりとかもありますので。

○委員長 そこはしようがないということでしょうかね。

○委員 設計どおりにはうまくいっていない時代もありましたので。断面が厚いことはより安全なのですけれども。

○委員長 前の業者が丁寧に工事、設置してしまったということなのでしょうね。

○委員 そうですね。

○委員長 あと、何かご質問ございませんか。

当初から設置メーカーしかできない工事というのが先にわかっているのであれば、設置の際に保守契約というものができるかも考えながら契約するのが望ましいということもあろうかと思えますね。

あとは何かございますか。よろしいですか。はい。

○委員 ○○○という会社は、もともとこの浄化槽を設置した会社ですね。

○健康長寿課 設置したのですけれども、材料をつくって、施工はまた違うところだったということで、コンクリートの厚みは予測がつかなかったですというお話でした。

○委員長 その辺があると、全部一体で1つのところに発注して、それでそちらに責任を持ってもらうという、そういうのもあるのかなと思いますね。浄化槽だったら浄化槽だけ、配管は配管の工事という、別にやるとこういうことが起きてしまうのでしょうか。

あと、何かございますか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。

### (3) 観 28 工第 053 号 観瀾亭敷地内構造物等移設・支障木等伐採工事

○産業観光課 では、お願いします。

○委員長 よろしくお願いします。

3番目が整理番号16、産業観光課の伐採工事、これについては落札率が99、高落札であるということでピックアップをしました。この案件についてご説明をお願いいたします。

○産業観光課 観 28 工第 053 号 観瀾亭敷地内構造物等移設・支障木等伐採工事の高落札についてでございますが、こちらの事業につきましては、一般国道45号、歩道の拡幅工事に伴いまして、町有地である観瀾亭の敷地を、工事前に支障物を撤去するという工事になっておりま

した。

こちらの撤去物等につきましては、国土交通省に、撤去するまたは移動する構築物、樹木等が示されておりました。よって、工事内容等もほぼ明らかなことから落札率も高くなったものと思っております。実際、一般競争入札で公募をかけたところ、2者応募がございまして、もう1者も107%という落札率になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長 何か質問等、委員の皆さん。

○委員 ちょっと意見ですけれども、審議事案説明書の参加資格条件等の概要のところ、別添資料公告文参照と書いてあります。我々、当日この資料を見て、それで考えるということになっておりますので、別添資料公告文参照と書かれてしまうと、それはどこを見ればいいのかというのを一生懸命この場で探さなければいけないと。事前配付の資料でしたら目を通すことができますけれども、当日その場で見る資料に関しては、概要というのはこういう書き方ではなくて、やっぱり内容を書いてほしい、資料としてそういうふうにしてほしいと思います。恐らくこの入札参加条件は入札参加条件設定調書というところに書いてあると思うのですけれども、今回2者入札で99%の落札率ということですから、参加資格条件を満たす業者は潜在的に何者ぐらいいたのでしょうか。

○産業観光課 ちょっと誤差があるかもしれませんが、あるとすれば7者ぐらいでございます。松島町内だけで5者ございますので、それプラスこの地域要件におきますと7者はそろそろと思われまして。

○委員 宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店、または工事請負契約締結について本店から受任された支店もしくは営業所を有している者であることというのは、松島町以外に2者しかないのですか。

○産業観光課 造園と、こちらに登録しているというふうに限るとそう多くはないというふうには理解していました。

○委員 たまたまそのほかの業者さんというのが、手持ちの工事がたくさんあるとか、そういう状況だったのでしょうか。

○産業観光課 町内業者さんには、公募したときにこういうのがあると、参加できないでしょうかと庁舎内で会ったときに話かけたりはしていたのです。ほかの事業が重なっているというところは確かにございまして、この結果だったのかなど。ほかの、何の事業に入ったかまでは確認しておりませんでした。

- 委員 はい。
- 委員長 私もちょっと説明していただけたらなと思っていたところなので、泉田先生から言っていていただいてよかったです。
- 産業観光課 資料の示し方については、もう少し丁寧に準備するように心がけたいと思います。申し訳ございません。
- 委員長 あと、何かございますか。
- 委員 先ほど、国交省のほうで工事の内容を広く公表されているので、入札価格が業者さんのほうで知っているのではないかというお話だったのですけれども、それ以前に公告して出す段階で、工事の概要は皆きちっと設計書に示しますね。（「そうですね」の声あり）それで業者が積算して、額が近くなったということだと思います。国交省が公表したからというのとちょっと違うのではないかと思うのですけれども、実際、どの木を何本撤去するのかなんとかは皆、全部これで示しているわけですね、役場のほうから。それをもとにして業者のほうで積算したということですね。
- 産業観光課 そうですね。
- 委員長 これは町の予算での工事ですか。
- 産業観光課 町の敷地内が、国道の歩道拡幅に伴いまして支障になるところを、これから歩道になるので撤去してくれというのが始まりでして、その敷地分にかかる部分は町の予算をもってやっていただきたいと。ただ、かかる経費等につきましては、国のほうから補償金が支払われ、賄われるものというふうにはなっておりました。
- 委員長 あと何か皆さん、ございますか。
- 委員 応じたのが7者あるといいながら2者だけで、しかも99%ということ。宮城郡と塩竈、多賀城、そこに限れば数的にそんなものかもしれないけれども、工事の規模的に1,000万を超えるものですし、例えば仙台あたりまで広げてということは考えられなかったのでしょうか。
- 産業観光課 結果がこうなった場合は、確かに応札する業者が少なかったと考えると、これを踏まえると、広げたほうが良かったのかなというのは後から感じております。ただ、始まる前については、それ相応の業者が受けてくれるのかなということで、この範囲でというふうに示したところでございます。すみません、範囲を広げるかどうかというのは、こういった結果を踏まえて検討したいと考えています。
- 委員 一般競争入札の場合、想定する範囲というのは例えば30者以上と。競争性を確保す

るために、役場として何者以上の範囲で決めるというのはなかったでしたか、例えば10者と  
か。

○産業観光課 一般的には5者以上ですね。

○委員 5者以上ですか、この金額の場合は。

○産業観光課 物理的に見積徴収するとき、簡易なものから始まると5者以上あると、建設工事  
施工規則か財務規則かどちらかだと思うのですけれども、5者以上というふうに定めて。

○委員 この工事も5者でいいということになるわけですか。

○産業観光課 そうなります、はい。

○委員 5者が応札したわけではなくて、該当する業者だということですね。

○産業観光課 はい。

○委員 入札とは関係ないのですが、観欄亭のところに巨大なまん丸い石がありましたね。撤  
去されたのですか。カーブのところにとんと出っ張っていた石というのですか。

○産業観光課 今の石垣の。

○委員 ところの上にあった。あれも撤去されましたよね。

○産業観光課 はい、しました。

○委員 あれは処分されたような感じですか。

○産業観光課 処分していますね、はい。

○委員 何かちょっと変わった石のような感じがしまして。

○産業観光課 石そのものの撤去は多分国交省のほうでされたかと思います。こちらは樹木と構  
築物の移設だけだったので、国のほうの事業の細部は確認していないのですけれども、文化財  
の関係で、歴史的に残す意義があるものは処分しないで生かすというような手法をとっている  
というふうには伝えられております。

○委員 松島の一つの見どころというわけではないですけれども、なり得るような感じの石に  
もちょっと思っていたものですから。

○産業観光課 それはちょっと私も認識不足で、すみませんでした。

○委員 ぽんとなくなったので、ちょっと寂しく思っていました。

○委員長 松島の場合は通常の場合じゃなく、そういうのが日本三景でね。

○産業観光課 いろいろ工事等で苦慮する箇所はあるようです。

○委員長 ですよ。

あとは何かございますか。

2者だけ応札で高落となると、しかも2者とも町内の業者ですからね。町内業者の、優先というのはおかしい、保護といいますか、そういったものの観点が強く働いたのかなという気がしないでもないですけども。

○委員 何かこういう状況だということを事前に予想できなかったのでしょうか。

○産業観光課 指名ですと、できそうかどうかという感触というのは、閲覧とか一人一人のやりとりで感じるのですけれども、公募をかけたら、なかなかはかれないなというふうには私は感じています。

○委員 どの程度の工事だったらどの範囲でというのは大体の感覚としてはあるのでしょうかけれども、結果的に見ればそうだったとおっしゃったのですが、何かこういうことが続くようだと、もうちょっと広く募ったほうがより公正かつ安い金額でできるような気はします。

○産業観光課 そうですね、競争性ももっと働くだらうなというふうには感じます。

○委員長 ですね。多分工期とかの制限、ある程度余裕があるのであればもっと広げてということも検討してみてというのもあるのかなと。一般競争入札ですから、公正な競争は一応は確保されたものというふうには言えると思います。

あと何かございますでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

#### (4) 建 28 工第 039 号 幡谷排水機場樋管緊急補修工事

○建設課 建設課です。よろしくをお願いします。（「よろしくをお願いします」の声あり）

○委員長 4番目は整理番号25、建設課の工事で、金額は25万9,000円と余り高くないのですが、落札率が99で、随契だというところでピックアップしました。その辺の理由を中心にご説明をお願いします。

○建設課 それでは、幡谷排水機場樋管緊急補修工事について説明いたします。

事業名が、建28工第039号幡谷排水機場樋管緊急補修工事です。

事業場所は、松島町幡谷字西富田地区になります。

工事の概要といたしましては、松島町の北部にあります幡谷地区、こちらのほうの水田、あとその地域の水の湛水工事のために排水機場を設置しています。こちらはその水田の水を一級河川吉田川のほうに排水している排水機場でして、その排水機場の樋管の補修になります。樋管につきましては東日本大震災で被災しておりまして、継手部が破損している排水機場です。一度、暫定工事、補修工事ということで実施しておりまして、その後、河川管理者の国土交通省と協議しまして、同年中に本格的な復旧工事を実施する予定でした。しかし、その年度の台

風10号、大和町さんとかが冠水した台風になりますが、その台風の際に今回の樋管の部分の上部の堤体、堤防敷の部分から水が吹き出るといった現象が起きまして、国土交通省に確認したところ、補修した管渠から水漏れがあり、最終的に漏水が大きくなれば堤体が損傷するというところで、緊急の工事を国土交通省から指導されたものであります。

緊急工事ということで今回、もともと前回の暫定補修工事を施工した地元の業者1者のほうに工事を1者随契という形で発注したところであります。

そして高落札率という話になりますが、工事が小規模であるということと、この排水機場の排水管の入り口、吉田川から入らなければいけないということで、いろいろ仮設を組んだりがあるということで、どうしても割高になる工事ということで高落札率につながったものと思われる。

説明については以上であります。

○委員長 委員の皆さん、何かご質問ございますか。

○委員 結局補修というのは、ひび割れの充填ということがメインですか。

○建設課 そうですね。もともとは可撓継手という、土とかの地盤に追随するための可撓継手があったのですが、地震の際に可撓継手の限界を超えまして破断しています。そこを応急的にモルタルで補修していたところだったのですが、やっぱりそこからクラックが入りまして。

○委員 もともとゴムですよ。

○建設課 もともとゴムでした。

○委員 ギュムをモルタルで強引に補修して。

○建設課 やむを得ず一度、暫定補修ということでやっています。

○委員 今回はその継手を全部交換したような形ですか。

○建設課 最終的に交換になったのですが、この応急復旧に関しては、あくまでもそのクラックの部分の充填して、何か月か先というか、同じ年度中に本格的な。

○委員 コンクリートの管体自体のひび割れではないのですか。継手の部分のあくまでもひび割れというか、割れたところを補修して、最終的には全体を交換して補修したと。

○建設課 はい。

○委員 わかりました。であれば、適正な補修だとは思いますが。

○委員長 あと、何かございますか。

○委員 すみません、私ばかり。

結局、段差はそのままの状況でという感じですか。

○建設課 はい、結局、柔構造と剛構造とありますが、硬い部分と軟らかい部分の段差が出てきて、管体を全部入れかえるとなると、もう一回堤体を掘削しないと入れかえできませんので、段差はそのままです。今ゴムが目いっぱい伸び切った状態で破断してきている感がありますので、ゴムを長いものに交換するという最終的な工事をやっております。

○委員 心配なのは、今後また沈下が続くかどうかとかですか。

○建設課 それも想定して、結構、段差が生じてもいいような余裕があるゴムを。

○委員 管体の下には杭とか何かそういうふうな。

○建設課 杭は打っていません。

○委員 ないのですか。じゃもう柔構造ですね、完全な。そうですか。

○建設課 完全な柔構造そのものです。

○委員長 暫定補修工事というのを、この〇〇〇さんがやっていたという。暫定補修工事自体は入札とかそういった何かやったのですか。

○建設課 暫定補修工事も、すみません、その分の資料を持ってきていませんでした。

○委員長 すみません、そこのところは。

それは今回の期間で行われた工事なのですか、暫定工事。

○建設課 いや、暫定工事というのは、震災後、被災しているのを確認できたところで。

○委員長 確認して、それでとりあえずという。

○建設課 そこから1年以上たって、経過観察もしていたのですが、今回、台風の際に吹き出したという形です。

○委員長 いや、ちょっとうがった考え方をすると、暫定工事やったところがどうせ俺のところ来るぞという、何かそういうのがあるのかなと、そんな気もしたものですから。

○委員 ちなみに柔構造は、結構いろいろ問題が多いような感じが最近しているのですけれども、松島町としてはどうですか。今後、構造物をつくるような状況があった場合ですか。

○建設課 河川の構造物ですので、河川はやはり柔構造になっているみたいなので、それは松島で……

○委員 昔は違いますよね。

○建設課 はい。松島で管理の河川は余りないものですから、その辺は管理者の考えにお任せするというような形になっています。

町管理の海岸線なんかの構造でいきますと、柔構造ではなくて、しっかり杭を打って構造的にもたせるという方法のほうを私どもは採用したいと思っております。剛構造がいいのかなと。

○委員 そのほうが長持ちしているような気がします。

○委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。

では結構です。ありがとうございました。

(5) 建 28 工第 041 号 三居山トンネル補修工事

○建設課 そのまま続きまして、あと 2 本、建設課から。

○委員長 そうですね。ごめんなさい、その次が整理番号の 26 番の〇〇〇さんですね。これについては内容変更がありましたということで、そのこのところを中心にご説明をお願いします。

○建設課 それでは、事業名が建 28 工第 041 号三居山トンネル補修工事になります。

事業場所が松島町高城字三居山一地内ということで、工事の内容といたしましては、場所が東北本線の愛宕駅のホームの真下、町道がそこを交差していますが、そちらにありますトンネルの補修工事になります。

このトンネルの完成年度が昭和 19 年ということで、50 年以上たっているトンネルでして、点検をしたところ劣化が著しいことから、今回、補修工事を実施しております。

一般競争入札で 4 者応募がありまして、落札率が 84% ということで、工事に入った段階で通行止にして足場を組んで、補修的にはクラックの補修、あと剥落、その後、コンクリート片が落ちないようにシートを張るという工事をやったのですが、足場を組んで詳しく調査をしていくと、当初想定した以上にコンクリート躯体の部分の傷みが激しいことから、躯体のほうのコンクリートをはつりまして、モルタルのはつりがふえたことから変更したところであります。

変更といたしましては、最終的に、もともとついていた照明がありますが、そちらを撤去して、設置の前にもう一度確認したところ、長期の点灯にたえられないと電気屋さんを確認されたことから、全体で変更率といたしまして当初の契約に対して 124.8%、額といたしまして 663 万 5,520 円の増となっております。

説明については終わります。

○委員長 委員の皆さん、何かございますか。

○委員 今回の工事で、補修方法というものはもう決まっていたのですか。それとも業者からの提案でしたか。

○建設課 補修方法は、前年度に設計をしまして、決めて、発注しております。

○委員 じゃ、やり方、補修の内容は決まっていた中での入札ということですね。

○建設課 はい。



- 委員 今回、トンネルの内側に全部炭素繊維シート、全面にですか。
- 建設課 アーチ部になります。
- 委員 アーチ部。上面ですか。
- 建設課 はい。全体のあるうちの、人の高さ、肩よりも下という場合だとコンクリート片が落ちてそんな、歩行者も含めて事故にはならないですけども、上の部分が落ちてしまいますと、車だったり歩行者に被害が及ぶということで、そちらについてはシートを。
- 委員 1面2方向というのは、クロス状に張っているということですか、それとも。
- 建設課 1方向なので、1面にです。
- 委員 1面にこういうふうに。全部もう真っ黒けですね。
- 建設課 全部、そうです。
- 委員 今後の維持管理も考えた設計のほうがよかったのかなとちょっと思ったのですがけれども、炭素繊維シートを全面に張ってしまいますと裏側の。結局、大分もう劣化が進んでいますから、多分今後も急速に劣化が進むはずですね。これは無筋コンクリートですか。
- 建設課 無筋になります。
- 委員 無筋ですか。コンクリートがいかれてきたときに、あるいは水も大分しみ込んでいますので、冬場の凍結・融解でコンクリートもかなり劣化してきますから、その際に背面の状況が見えなくなってしまうのです、今シートを張っているものですから。ですから、変状が全然見えない状況でずっといるわけですので、ただ見た目だったら、多分「ああ、何も問題ない」とやるのですがけれども、突然それが剥がれるとか落ちてくるのが結構ありまして、炭素繊維シートを最近ではクロス状に張ったりとか、あえてすき間をあけて裏が見えるような状況でやったりするケースが増えてきているのですね。ですから、全面を覆うやり方よりは、今後こういった点検、維持管理を想定したやり方のほうがいろいろとメリットがあるのかなという感じにちょっと思っていたということでの意見です。
- 委員長 今の武田先生の話を見ると、単に金額だけではなく、今後、工事やるとすれば提案型というか、少し金がかかろうともこのぐらいのあれをやったほうがいいのか、そういったものは入札のときにどうのこうのではないのかもしれないですし、建設課の皆さんも日々勉強されているかとは思いますが、そういう意味で最新の工法とかを考えながら、同じお金をかけるわけだから、効果とか長持ちするとか、そういったものを本来は発注の判断に入れたほうが、私たちも経済合理性ということを考えるのですよ。値段だけではなく、安かろう悪かろうがいいか、それとも高くても長持ちするのがいいかという、それも経済合理性の判断の一つな

ので、それを数値化するのはなかなか難しいかとは思いますが。

○建設課 5年に1回の点検というのは義務づけられておりますので、その点検の中でしっかりその辺は、もう張ってしまったのですけれども、やれる方法というのは。

○委員 はい。ですから、せめて全て打音検査等で、剥離ですから、多分浮いてくると思いますので、そういったのを徹底していただければと思います。

○建設課 やりながら、そこで何か異状があった場合については、スポット的に調査してみるという形を取っていきたいと思います。

○委員 見た目だけでやってしまうということがないようにだけしていただければと思います。

○委員長 変更については、しょうがないというふうに捉えていいのか。

○委員 私自身、補修工事は、やはり行ってからいろいろやっていくと、こんなに劣化していたとか、見積もりではどうしてもわからない部分がありますので、本当であれば当然増額になるケースのほうが多いと思います。逆にそれを認めないと、業者のほうが出来ないところがありますので。ですからそれは確認されているのですよね。

○建設課 はい、そちらのほうは確認しています。

○委員長 逆に言うと、ほかの3者、4者ですけれども、3者もそういうものだということを理解しながら最初の札を入れてやろうかなと、もしかしたら変更があるかもしれないということは覚悟しながらということかな。業者の間ではどうなのかなと思ったのですけれども、みんないろいろ公共工事はやられているのでしょから、公共工事だけではないですけれども、そういったトンネルとかわからない部分というか、追加になるケースが多いということをね。

○建設課 そうですね。今回4者とも一般競争の段階で、今回と同種の工事の実績をつけていますので、皆さんやったことのある実績のある会社さんになっています。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

#### (6) 建28工第066号 矢倉場ため池応急復旧工事

次、6番目、これも建設課ですね。6番目が……。

○建設課 高落札率。

○委員長 高落札、〇〇〇さんかな。100%。

○建設課 はい。

○委員長 こちらは高落かつ随意契約ですね。そここのところの説明をお願いします。

○建設課 それでは、事業名が建28工第066号矢倉場ため池応急復旧工事になります。

事業場所が、松島町根廻字矢倉場内。

工事の概要といたしましては、水田へ用水を供給するためのため池の堤体の部分が漏水いたして水がたまらなくなりまして、次の年の作付に支障を来すということで、応急的に堤体を復旧した工事になります。

業者につきましては、地元の土木業者3者を随意契約ということで、3者を指名しまして見積もりをしましたが、1者は辞退しております。そして2者のうちで今回、〇〇〇が受注しまして、予定価格が129万9,240円に対して129万6,000円ということで高落札率になっています。

この工事は小規模であるということと、工事の積算、うちの積算内容についてもすごく単純で、土工だったり、金額的には容易に想定できるものというところが一つあります。あと、現場条件と致しまして、水田の部分を仮設道路を作りながらということと、道路に面していないところのため池で現場条件が悪いということで、低額では現場的に難しいのかなという中で競争していった結果、高落札率につながったものと思われま。

以上で終わります。

○委員長 ありがとうございます。何か委員の皆さん、質問等ございますか。

○委員 通常、道路とか維持管理費は通年で業者を決めて管理してもらっている、ちょっとした補修は其中でやってもらう、それで大きな工事については変更なり増額してやるということ、維持管理費というのは通年でやっている部分はあると思うのですけれども、これはため池だから土地改良の部分ですか。

○建設課 はい。

○委員 土地改良までは、そういう通年の維持管理費というのは持っていない。

○建設課 土地改良施設につきましては通年の維持管理費は予算計上しておりまして、1年間を通して業者と委託契約する。ただ、その金額がかなり安いということ。あとほかにも直す部分等があるということで、今回はそういった形で別発注という形で考えさせていただきました。

○委員 業者さんは、通年の維持管理をやっている業者さんではないわけですか。

○建設課 ではないです。

○委員 それをあえて変えたということですか。

○建設課 いや、違います。

○建設課 競争ということで、地元の土木業者さん3者を募って、随意契約、見積もりを。

○委員 通年の維持管理しているのはこの3者の中に入っているのですか。

- 建設課 3者の中には……。辞退をしております○○○というところが通年の維持管理をしています。
- 委員 通年の維持管理が大変なのでこっちまで手が回らないとか、そういうわけではないのかな。
- 建設課 それもありますし、今回、急遽工事がスタートしたのが29年の年度末の2月でして、どうしても皆さんいろいろ工事を抱えている中なので難しくなる、辞退になったという形になります。
- 委員 わかりました。
- 委員長 あと何かございますか。よろしいですか。どうぞ。
- 委員 これは落札率ということですがけれども、普通の入札だと役所内で設計して、それに対して入札、応じられた金額が幾らか率を見るわけですがけれども、こういう工事というのはそもそも、別に事前に役所で設計したわけではなく、見積もりを出してもらって、一番安いところを設計価格とした。要するに100%近くなるのが当たり前という感じ。
- 建設課 工事につきましては、業者さんに一旦見てもらって、どんな感じで工事がありますかという話を受けて数量とかはいただくのですけれども、こういうふうに直せばいいではないですかと提案をもらうのですけれども、それを見ながら町のほうで積算は。設計書のほうは町でしっかり作りまして、それで入札に臨んでいった、予定価格を算出しているということですので、実際的にはこの日程、設計書はありますけれども、積算をしっかりしまして予定価格を算出している形になっています。
- 委員長 随意契約だけれども。
- 建設課 正式に積算はしております。
- 委員長 積算はちゃんと決められたこちらのほうで。
- 建設課 標準的な歩掛かりをもとに積算はして。
- 委員長 金額の妥当性を一応検証はしているということですね。
- 建設課 はい。
- 委員長 あと何か。よろしいですか。

(7) 復 27 工第 088 号 町道磯崎・手樽線道路整備工事

では次、7番目、こちらも建設課ですね。

- 建設課 復興班になりますので、人がかわります。

○委員長 7番目は、〇〇〇さん。これは内容変更で、落札率100%ということで、このところをお願いします。

○建設課 それでは、説明させていただきます。

事業名が復27工第088号町道磯崎・手樽線道路整備工事であります。

施工場所につきましては、宮城郡松島町磯崎字白萩地内となっております。

こちらにつきましては条件付き一般競争入札で行っておりまして、参加条件といたしましては、宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店または営業所を持っているということで、土木一式工事400点以上のものを入札の参加条件としております。

応募が2者からありまして、2者で入札を行ったものでありますが、入札の結果をつけてありますけれども、2回目の入札にて落札をしなくて、3回目に不落随契という形で落札という形で決まっております。

金額につきましては、税込みで1,782万円という形になっております。

こちらの工事の内容ですけれども、美映の丘に災害公営住宅を建設しまして、災害公営住宅から市街地、駅等に人が流れていくという形で道路改良の工事を実施しておりますが、美映の丘から白萩の避難場所までの道路改良工事を188.8メートル、幅員4メートルで実施しているものであります。

2ページ目に工事の内容を書いておりますけれども、重力式擁壁工、排水構造物、あと舗装の打ちかえ工、法面等の植生工と防護柵工と区画線の設置工という形になっております。

変更の内容の主な原因といたしましては、土質が土砂で全部土工を見ていたところ、岩が発生したということで、切土工の岩掘削の変更、あとガードレールを設置するのですけれども、ガードレールは土中建て込みだったのですが、土中の建て込みができませんでしたので、岩掘削をその部分を変更して増工となっております。

増工額につきましては63万720円になりますが、3.5%の増工という形になっております。

以上でございます。

○委員長 何かご質問等。

○委員 発注方法の問題ですけれども、要するにこれは不落随契ですね。資料の上では条件付き一般競争入札と書いてあるわけですが、2回入札をして、結局だめだったので不落随契にしたということなので、発注方法としては一般的には随意契約のくくりではないかと思うのですけれども。

○建設課 これは一般競争入札で公募を募りまして、入札を2回行ったという形です。入札会場で随契という形になっておりましたので。

○事務局 すみません、こちら事務局側での資料のつくり方で統一させていただいて、入札を経ているので、入札の条件等もこの資料には必要だろうという判断から、一応条件付き一般競争入札の書式を使って作成していただくようお願いしました。

○委員 なるほど。

今回、赤石先生が、落札率が高いからというのでこの案件を選んだわけですがけれども、不落随契だったら落札率100%ぐらいになるのは当然ですよ。そのあたりがわかるような資料のつくり方にしてほしいなど、そんな感じがします。

○委員長 確かに今回、これ整理番号37番で、36番は随契で98%。同じようにして、しかも内容は変更もありだからですよ。でも、こっちが競争入札で100%というのは何でだと。泉田先生おっしゃるとおりで、やっぱり不落随契だったら不落随契で、そうなるちょっと違ってきますから。

○委員 この一覧表にそういう欄を設ければいいのしょうね。恐らくこの一覧表で判断されたのしょうから。

○委員長 そうです、そうです。

多分、もう一つぐらいは入札、月日とか工期とか、この辺、両方縮めることはできるでしょうから、そういった不落随契（「なんか特記事項みたいなものを」の声あり）そういったものを。

○事務局 発注方法のところで、条件付き一般競争入札（不落随契）とか、そういう区別がつくようにと。

○委員長 はい、そのように今後工夫していただければと思います。

○委員 道路工事は、落札率が全体的に高いという感じがありますけれども、業者さん、かなり手いっぱいという感じですか。

○建設課 そうですね。今も公募をしながら発注しているのですけれども、業者については、まず応募者ゼロとか、あっても1者とか2者というのがまだ続いておられますので、その辺は今もいっぱいなのかなというイメージでおられます。

○委員 結局3回やってだめだったという話で、条件が、宮城郡、塩竈市、多賀城市に限ってということになっているのですけれども、例えば仙台市ぐらいまで、もうちょっと広げてという形ではできなかったのですか。

○建設課 最初の設定条件が、土木一式工事3, 000万円未満という形でしたので、それでいきますと、宮城郡、塩竈市、多賀城市、400点以上という形の設定になりますので、当初はそれで設定させていただいた形になります。

入札会場で入札2回終わりました、それで不落という形になっていたのですけれども、その最後の額が10%未満ということもありまして、随契できないかということで協議したという形になっておりまして、それで不落随契となっております。その時点で私どもは入札会場に入っておりませんので、その辺どうだったのかというのは分かりません。

○委員長 ルールというのは、通常は平時に通用するルール、それで金額基準で入札の範囲を設定するのは、要はできるだけ安い金額で入札したいということと、それから地域業者の保護の目的からある一定のものを絞りたいという。もしかしたら今回、入札業者が少ないということは、もう皆さんおなかいっぱいになっていて、地域業者の保護という観点を無視してもいいのではないかということですね。

○建設課 まず、発注する時期とかそういったものもあると思うのですが、年度末にそういった工事を発注して、皆さんいっぱい抱えている中で、年度途中でですね、あると思いますけれども、一旦はルールによって発注をさせていただきたいと思っております。それで入札業者がゼロとなった場合には、もう一回公募をかける場合もありますけれども、条件を少し変えて公募をやり直すということもやっておりますので、その中で余りにもゼロが何回も続くとか、1者が何回も続くようでしたら、今後は委員会でも考えながら進めていきたいと思っております。今の段階では、スタート時点は決まりの中でやっていきたいと思っております。

○委員 3回やったということは、何回までやるという決まりはあるのでしたっけ。

○建設課 2回です。

○委員 2回。じゃ3回目にはまた考え直して条件を変えるなりなんなりしてということはありませんか。

○建設課 これは、その日の入札で2回の入札までです。それで落札しなければ、10%以内であれば随契という形になるかもしれないですけれども、それ以上を超えているのであればもう一回不調となりまして再公告という形になると思います。再公告する際には、点数とか地域の条件を変えたりとかは考えていきたいと思っております。

○委員 今ちょっとお話ありましたが、参加業者数が少ないのは、いまだに震災の影響かとは思いますが、今お話があった中で、工事の期間・時期がどうしても、これはどこでも同じだと思うのですが、この一覧表を見てもほとんどが年度後半ですよ、になっ

ちゃうので、そういうことから考えれば、震災後、よくいろいろなところでやられたと思うのですけれども、最初からやらなくてはならない工事があるのが分かっているならば、国の補助だったら例えば債務負担でもってやるとか、もう少し年度の前半にというか、全体に散らばすような工夫というか、手続と設計つくる手間を考えれば職員の方のすごい負担になるので簡単に言える話ではないのですけれども、少なくとも予算の措置でもって少し散らばすような工夫はないのですか。

○建設課 私どももその辺は考えておまして、やはり冬場の工事をやるよりも、春先から夏場というか秋にかけての条件のいいときに工事をやったほうがいいとは思ってございます。ただ、予算的な縛りが4月ということもありますし、あと復興交付金事業とかですと、地主と協議とかとやっていく中でどうしても時期が絞られてくるというのもあります。あと業者さんが一番気にしているのは、年度末ごろに出す工事ですと、当初は3月31日工期設定という形になるので、その辺が終わるかなという部分もあるかと思うのですけれども、そういった場合も条件のほうに繰り越すのがありますよという話も入れながら、必ず3月31日までとは限っていないということを入れてやってはおりますけれども、それでも来ないという状況になっています。

○委員 その参加条件が今、通常とは違うといっても、そういう決まりを変えるというのはなかなかしんどいということであれば、時期的なことでは何とかうまく工夫できればなと思ったものですから。

○建設課 その辺はなるべく考えていきたいと思えます。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

#### (8) 復 28 工第 058 号 石田沢地区避難場所整備その4工事

次、8番目、こちらも建設課の復興班ですね。8番目は内容変更、〇〇〇さん。

○建設課 事業名が、復 28 工第 058 号石田沢地区避難場所整備その4工事になります。

事業場所につきましては、宮城郡松島町松島字石田沢地内となっております。

こちらにつきましては、条件付き一般競争入札で行っておりますが、1者申し込みがありまして、1者で入札を行い落札になっております。落札率は94%となっておりますが、こちらにつきましては設計変更を行っております。

工事の内容につきましては、石田沢の避難場所がありますけれども、そちらの部分の避難所、防災センターの周りのインターロッキングブロック舗装工292平米と、あと県道の出入り口の部分の車止め工の設置と一番メインとなる部分の出入り口の門扉工の設置、あとソーラー照



明灯の設置を考えておりました。

途中の変更設計書の鑑をご覧いただきたいと思います。こちらに変更の数量が載っております。変更した内容といたしましては、車止め工を当初4基見ておりましたけれども5基に、1基増やしております。あと、石田沢防災センターと書いてある大型案内板を1基設置しております。その案内板につきましては、最後のページから3枚目になりますけれども、こういった部分ですね。県道からの入り口の部分に案内板を設置したということで、その工事費分を増工しておりますが、変更の金額といたしましては183万7,080円の増工となっております。増工率は12%となっております。

以上でございます。

○委員長 何か質問ございますか。

内容変更だけではなくて、一般競争と言いながら1者というところもこの案件は。1回目です決まったということですがけれども、一発で。

○委員 すみません、前にも聞いたかもしれませんが、これは参加資格の範囲は何で決まっているのですか。前の7番と8番で違い、これ建設工事というのは土木とあれで、工事の種類によって違うのですか。

○建設課 こちらは、インターロッキングブロック舗装工がメイン工事となっておりますので、舗装工事で500万円以上ということでありまして、宮城県内800点以上ということと条件をつけております。

○委員 それは何で決まっているのでしょうか。

○事務局 この書類、契約関係規則等の一番最初のレジュメです。指名競争入札参加者資格基準というものがあまして、この表に今回だと、舗装工事の500万円以上。

○委員 失礼しました。はい、わかりました。

○委員長 いかがですか。

○委員 1者しか応じてこなかったというのは、対象の業者としては何者ぐらいあるのですか。

○建設課 舗装の点数800点以上を持っている業者というのはいっぱいあると思います。宮城県内ですので、100以上ある。

○委員 それだけある中で1者しか応募してこなかったというのは何なのですか。忙しかったということですか。

○建設課 舗装となっていますけれども、インターロッキングブロック舗装はアスファルトではなくてブロック的なものの舗装工となっているものですから、舗装の中でも結構手間がかかる

舗装だと思えます。そういった意味で、本当の舗装業者さんは余り興味を示さなかったなというふうに思っています。

○委員長 手間がかかって利益が出ないと。

○建設課 今、工事がいっぱいある中で、利益が出ないというので余り参加してこないというのが実情になっております。

○委員長 確かに、震災復興の工事がそろそろ終わりかけというところで、今さらというのもあるのだけれども、先ほども言いましたけれども平時の基準なので、緊急時にはこの基準自体を本当は考えたほうが良いのだろうなという気はしますね。だから、こういったのが震災を受けた後の公共工事というのでしょうか、今回、被災3県がもろにやっていると。これが将来のことを考えると他県でも同じことが発生するわけで、阪神・淡路大震災の終わった1年後に多くの工事業者がかなり倒産とかしたというのがあるのですよ。その辺の反省を踏まえて、異常事態があったときは平時のルールをこんなふうに変えてやっていくのがいいのかとか、そういった点はいっぱい出てくるといいのですけれども、松島町さんでも何かこういったところで困ったというのがあったとすれば、今後は緊急時はこのように変えるべきではないかという提案をされるといいのかなと思いますね。市町村単独ではなかなかできないとは思いますが、そんな気がします、私は。

何かございますか。

○委員 変更の話ですけれども、さっきの話だと4つを5つにしたとか。

○建設課 道路から進入できないように、バリカーというU型の車止めという手で上げるタイプを4基見ていたのですけれども、1カ所、細い道路がありまして、その部分に追加で設置しております。

○委員 そういうのも、事前にはその必要性は予測できなかったのでしょうか。

○建設課 発注時点では、そこのところは余り頭の中になかったのですけれども、実際現場のほうを見ていましたら、入っていく人がいるということで、止めさせてもらったという形です。

○委員 工事をやってみて、予想できないことが生じたというならしやうがないと思うのですけれども、事前にある程度予想できる部分に関しては、理屈を言えば、追加部分に関しては入札なしで工事することになるわけですから、そこは事前に。

○建設課 見える部分に関しては、今後ともそういうこととなるたけないようにしっかり調査して発注したいと思います。すみません。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。では、こちらはこれで終わりです。

(9) 学 28 工第 052 号 松島第五小学校校舎改修工事

次 9 番目は教育課学校教育班、条件付き一般競争入札けれども、高落札 100%で、変更内容ありということで、その理由についてを中心に説明をお願いいたします。

○教育課 事業名が学 28 工第 052 号松島第五小学校校舎改修工事になります。

これは平成 29 年度入学予定の児童が肢体不自由でありますために、特別支援教室での対応希望ということがありました。これまで特別支援教室は、病弱であるとか自閉、情緒障害に対応するという教室でありましたが、肢体不自由に対するものではありませんでした。また、その教室以外でも、校内におきましてトイレ、あと階段への手すり設置、教員増員に伴います職員室の改修等も行ったところでございます。

執行方法は条件付き一般競争入札となりまして、その際の参加資格条件といたしましては、宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店または支店もしくは営業所を有していること、経審の建築一式工事の総合評価が 500 点以上であることで募った結果、2 者となりました。1 回目の入札は不調に終わりまして、2 回目の入札で〇〇〇が落札したものでございます。

また、変更契約の内容につきましては、特別支援を要する児童におきまして紫外線を受けることのできない病気の児童がおります。その児童が今回改修しました特別支援の教室等を自由に行き来するなど、既存の教室だけにとどまらず、常に児童が交流できますよう教育的配慮をいたしまして、今回改修した教室等にも UV カットフィルムを張りつけしたものでございます。

以上でございます。

○委員長 何か委員の皆様、質問。はい。

○委 員 工期が平成 29 年 3 月 31 日までになっていますけれども、これは予算の都合ですか。それとも新学期に間に合わせるという必要からですか。

○教育課 今回、補正での対応でありまして、12 月に補正して予算を計上しております。それで新学期に間に合うようにということで 3 月 31 日までの工期にしました。

○委 員 業者さんから見て、この工期というのはかなり厳しい内容ですか。

○教育課 厳しかったと思います。

○委 員 なるほどね。

学校関係の工事は落札率が高いのが多いですけれども、結構学校行事との関係で工期が決められてしまうというところがありますので、なるべく余裕を持って発注をしていただければ少し落札率が下がるかなと、そういう印象を持ちます。

○教育課 入学する児童が特別支援学校に行くのか、または通常の第五小学校のような学校に行くのかという決定が10月くらいになるので、そこで決定してからの予算繰りだったり発注になりましたので、今回は短い期間ということになっております。

○委員 逆に言うと、よく11月で決めて、それから補正をとって、工事を発注して3月いっぱい間に合せたという感じですね。時期的に。

ちなみに、この改修工事というのは町単独予算ですか。国とかの補助はないのですか。

○教育課 ないです。

○委員 ないですか。

○委員長 あと何かございますか。

入札、2者ですね。2者ともちゃんと金額、札は1回目に入れてきたと。それで2回目で決まったということですね。

○教育課 はい。

○委員長 何かありますか。よろしいですか。では結構です。ありがとうございます。

#### (10) 上28工第050号 松島二子屋浄水場施設建設工事

工事の最後の10番目ですけれども、ここで入札云々というよりも、企業会計という特殊な案件ということで、この案件についての概要といたしますか、そこを説明していただこうと思ひまして、ピックアップいたしました。

ということで、10番目、整理番号49番の〇〇〇というところに発注いたしました施設建設工事について、この概要等、ご説明お願いいたします。

○水道事業所 それでは、私のほうからご説明いたします。

審議番号は10番になります。こちらにつきましては松島町二子屋浄水場施設建設工事です。

発注方式は条件付き一般競争入札で行っておりまして、事業概要につきましては、老朽化した浄水場の更新工事を実施しております。

入札参加条件などにつきましては、資料のオレンジ色の委託の仕切りのところが6ページ前の部分となります。こちらでは、単体もしくは特定建設工事共同企業体で、宮城県に本店、支店、営業所を有し、経営事項審査結果通知書の水道施設工事の総合評定値が800点以上の者としております。こちらで募集したところ、2者参加しているところでございます。

落札価格につきましては税込み17億7,120万円となっており、落札率は84%となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長 こちらのちょっと特殊なといいますか、案件自体が、当然これは17億、町単独の予算ではなくですよ。

○水道事業所 はい。

○委員長 その辺の、どういう予算措置がおきてきてという工事なのかも含めて。

○水道事業所 予算措置等につきましては、これは水道事業の単独でございますけれども、財源等につきましては、起債を借りての事業というのが主にこの更新工事を行う予算の中身とはなっております。

○委員長 何か委員の皆様、ご質問等ございませんか。

○委員 これは新築ですか、全く新しく造る、新たな所に。

○水道事業所 新築というか、今既存で古い施設がありますので、そちらを更新するという形の事業でございます。

○水道事業所 今ある施設を稼働させながら一部ずつ動かしたと、解体施設の空いているところにまた新築ということで。

今、二子屋浄水場って。

○委員 45号沿いにある。あれは違いますか、排水機場。

○水道事業所 あれは下水道処理場ですけども、二子屋浄水場につきましては、松島で言うと北部のほうになるのですけれども、吉田川の二子屋という場所にあります。

○水道事業所 いわゆる旧鹿島台町との境目の。

○委員長 入札、結果的に2者で、1回目ですぐ落ちたと。他の土木工事、土木建築工事といいますか、建築工事、なかなかお忙しいようで、応じないあれなのですけれども、何でこちらはそんなすんなりといったのでしょうかね。

○委員 20億の工事で2者は寂しいですよ。

○委員長 そうですね。

○水道事業所 こちらにつきましては、水道施設での施設工事ということで登録になっている業者さんということで募集をしたわけですけども、そちらの実績ですね、処理能力が1,750トン以上やっている業者さんということで募集しておりました。県内で該当条件の業者が35者ほどあります。数者からは問い合わせがあったのですけれども、結果的にその2者ということで申し込みされたことから、ある程度水道事業に実績があつて、その辺のノウハウも持っている業者さんが今回応じたという形のためにすんなりいったのかなとは思っています。

○委員 今回の入札で一番低い価格を入れた〇〇〇は失格になっているわけですが、これは最低制限価格以下なので失格と。

○水道事業所 そうです。

○委員 松島町では最低制限価格を下回ると自動的に失格という、そういう入札制度ですか。

○水道事業所 そうです。

○委員 そうですか。

○委員長 何%。

○水道事業所 それぞれ工種とか経費の率を掛けるルールがありまして、そちららで算定されたもので最低制限価格を設けております。

○委員長 逆に言うともう少し高く、だって14億6,400万でしょう。1464マイナス1458、600万ですよ。だから1,000万をプラスすれば落ち、とれたものね。金額自体が大きく違えば問題だけれども、それだから即、失格にするというのはどうも、経済合理性といえますか、合理性なのです。単なる数字で線引きするのではなくて、その数字にすごく重要な経済合理性があれば別ですよ。ただ、過去の経験則とか、それから室内温度が28度というのも何となくですからね。何となく決めてそのままという、世の中そういうことが多いですね。特に金額が大きいので、すごい……。

○委員 何とかならないですか。もったいないですよ。

○委員長 もったいないですね。

○委員 そうですね。この案件に関しては現行のルールでやったということで、しようがないと思うのですが、将来的には少し考えてもいいのかもしれないですね。こういう大きい金額のものに関して、手抜き工事になったら元も子もないので、安くてもちゃんと工事できるかどうかと中身を説明させるような制度があってもいいのではないかという気がしますね。

○委員長 そうですね。逆に積算のほうが実態に即していないというのがその場で明らかになる場合もあるでしょうね。

○委員 松島町は別として、他のところだと、いわゆる一定価格以下の入札額でやった業者さんを調査して、その額で本当にできるかどうかをいろいろ資料を取り揃えて、それでもってできる、できないを判断するというやり方のところもありますので、二通りだと思います。逆に言えば松島町として最低制限価格で決めるんだと、そういう判断でもってやっているとは思いますが、その辺、町としてそういう判断でやったというものがどうなのかということを検証して、今回のようなことがあると、なおさらそういうのはどうなんだろうかということ

とを検証する機会を設けることも必要かなという気もします、これを見ていると。

○事務局 もともと調査基準価格を設けてうちのほうもやっていたのです。この入札監視委員会を開かせていただくようになっていろいろご意見をいただいでいく中で、最低基準価格を設けてやっていったほうがいいのではないかとということもありまして最低基準価格に変えている。

○委員 ああ、そうですか。

○委員 仕事がないときに結構低入で来て。

○事務局 震災以降、こういう情勢になって、平時と違う状況になって、変えるという一つの方法もあるかと思うのですけれども、いろいろ制度をあっち、こっちと変えていくのもどうかなというふうに庁内でも話し合ひまして、まずは最低制限価格を設けてやっていきたいと思いますということで、議会からも同じようなご質問をいただいたりしてまして、その際もそのようなお答えをさせていただいているところです。

○委員 そういう経過があったのですね。

○委員長 清掃業者とか設計管理、あれが一時、もう仕事がないときにとんでもない金額でどんどん投げてきて、だから、何か今もう全く違う状況で、先ほどと全く同じなのですよね。ルールをつくると、それがひとり歩きしてしまっ、ルールというのはある一定の前提条件があって、そういう前提条件がある限りにおいて有効だと。前提条件が違っ、逆、逆に別の方向に行ってしまうということもあるので大変だと思いますけれども、要は楽できないということなのです。ルールをつくってしまえば、それに従ってそのとおりにやればよいという。でも、状況が変われば、やっぱりルールも変えなければならないということだと思いますね。

○委員 どこでもそうでしょうけれども、低入になればなっ、高落札になればそれはそれで問題になるし、正解というのがあるようでないような、時代によっても変わるし、どれで正解だというのはよくわからないというのが正解かもしれませんね。入札制度というのは。

○委員長 そのとおりです。はい。

あと何かございますか。よろしいですか。時間も時間で。では、ありがとうございました。

前半、工事10件終わりましたけれども、少し時間が。ここでちょっと休憩入れて、あと後半、委託のほうはできるだけさっさと12時前ぐらいには終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

ちょっと休憩。（「あと15分ぐらい」の声あり）そうですね、そのぐらい。

(休 憩)

(11) 環 28 委第 272 号 町内歩道橋等除雪その1業務委託

○委員長 後半戦、委託業務について、ピックアップしたのは、整理番号4番の総務課環境防災班の〇〇〇さんに対する発注工事で、高落札率99%で、内容変更ありと。ところがこれ、発注事業一覧を見ますと4番から8番まで5つ工事がありまして、皆同じような形で随意契約で発注しております。なので、その代表ということで、この4番目のものを説明していただきたいということで、随契で高落札率で内容変更があったという、その辺の理由についてご説明お願いいたします。

○総務課 環28委第272号町内歩道橋等除雪その1業務委託について説明させていただきます。

この業務につきましては随意契約ということで、5社からの見積徴収を行っております。通勤通学路にある歩道橋などの除雪業務になりまして、子供を初めとして町民の安全確保を目的に行う業務になっております。

その1業務としましては、松島駅前の横断歩道橋の除雪業務となっております、契約額は16万5,240円、変更契約により最終契約額は8万1,000円となっております。

随意契約の理由としましては、現場対応を迅速に行う必要があるために、町内に本店のある業者を指名させていただいております。

高落札の理由としましては、業務自体が除雪機械を入れることができない人力での作業となりまして、限られた時間で現場に到着して、確実に実施しなければならない業務ということもありまして、内容的に安価で見積もりをしにくい業務ということで、うちのほうは判断しております。

また、変更契約の理由としましては、この業務は10センチ以上の除雪があった場合の業務としまして、契約期間中に2回分の出動ということで設定しております。今回の契約につきましては、1回分のみの実施ということだったことから、減額して変更契約を行ったということになっております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかの4件についてもほぼ同じようなということでよろしいですね。

○総務課 同じ内容です。



○委員長 何か質問ございますか。

○委員 すみません、今の説明で1回分の作業代という形で契約をして、2回、3回あるいは4回とかもしあった場合には、後で予算変更してということですか。

○総務課 すみません、2回分の設計内容で発注してしまして、契約しまして、そのうち1回分の実施だったということで減額変更契約です。

○委員 変更契約、はい。

もしゼロだった場合はどうなるのですか。

○総務課 ゼロだったことは今までないです。

○委員 1回は降ってくれるという感じですね。

○総務課 1回は、そうですね。

○委員長 結果論から言うと5つの案件のうち1者、〇〇〇さんだけが2つで、あとはうまく、〇〇〇、〇〇〇さん、〇〇〇さんに結果的に分かれているというふうにも見えますけれども、見えないかな。

○委員 5つに分ける理由というのは。

○総務課 5つに分ける理由としましては、この業務というのが通学時間前の短時間に確実に業務を実施するという、尚且つ責任を持ってやらしてもらわなければいけないということもありまして、5つに場所を設定して、リスクを少なくして発注して、業務を確実に実施してもらえるために5つにしているということです。

○委員長 聞いた話ですけれども、除雪業務というのは、道路の通常の維持管理に付随的に発生する業務で、余りなり手がいないということも聞いております。ただ、市町村としては必要な業務なので、何とかうまく通常の道路の維持管理に付随する業務として回したいと。受ける業者さんのほうも、そういった必要性を十分理解はしているけれども、やっぱりこうやって公共工事になってくるとどうなのかなと。あるところでは、それを一括的に組合を組成して、組合に発注して、組合の中で意見調整をしてうまくトータル的な道路の補修と除雪も含む工事をやってほしいということで、そういった組合を組成しているところが出てきていると聞いていますけれども、そういった話をご存じですか。

○総務課 いや、そういった話は把握していなかったです。

○委員長 はい、はい。だから、そういう動きもあるようですので、そういった方法も検討というか、どうなのでしょうね。この辺、町が検討すべきなのか私はわからないけれども、ただ、金額自体が1件当たり16万でしょう。これを皆さんの人件費をかけてやるのは経済効率の観

点からどうかなという。付随的に必ず、特に松島町だと海が近いので、雪害が必ずあるというふうにもなかなか言えないけれどもね。

○総務課 そうですね。

○委員長 あと何かございますか。こういったものがあるのだというところですが、よろしいでしょうか。じゃ結構です。どうもありがとうございました。

(12) 環29委第005号 松島町一般廃棄物収集運搬業務委託

次、2番目が整理番号13番の廃棄物収集運搬業務の委託、これはいつも出てきているのですけれども、随意契約であり、99%高落札。これについてご説明お願いいたします。

○総務課 環28委第005号松島町一般廃棄物収集運搬業務委託についてご説明申し上げます。

本業務につきましては、町内で発生する生活ごみの収集、運搬を行う業務でありまして、12行政区を6日に分けて、町内199カ所の集積所から大きく5種類に分けてごみを各地区の指定日に合わせて1年間収集、運搬する業務になっております。

発注方法としては、〇〇〇との1者随意契約となっております、契約金額が5,961万6,000円となっております。

1者随意契約の理由といたしましては、一般廃棄物収集運搬業務については町の許可業者が2者ありますが、もう1者が事業系廃棄物に限定して許可を受けている業者でありまして、車両及び人員を確保でき、これまでの知識、経験を有することから、業務が継続的で安定的に行える松島清掃公社との随意契約とさせていただいております。

高落札の理由としましては、実績に基づく車両台数等の設計を行っていることから、実数に近い設計内容になっているということが原因しているのではないかとこのように判断しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。これは何回もこちらで議論はしているところですが、従来と同様の方法で発注されているということですが、何かご意見等はございますか、委員の皆様。

○委員 毎年やっていますので、これはこれでしょうがないのでしょうか、仮に公募したら応募はあるのですか。

○総務課 許可業者が1者ということなので、公募をしても1者しか参加資格はないという状況にはなりません。

○委員長 範囲を限定すればということだと思います。

○委員 そうですけれども、もうちょっと近隣の業者まで含めて仮に公募した場合にどうなの  
でしょうか。無理でしょうか。

○総務課 やっぱり実際、地域の実情が、ここにも書いてあるのですが、状況とか、これまでの  
経験値というものが業務のほうには必要となってくるということもありますので、なかなか難  
しいのかなというふうに判断しています。

○委員長 もしやるとすれば、地域的に近いところの市町村が多分、想像すると、我々入札監視  
委員会の立場から言うと同じ悩みを抱えているはずなのです。業者さんとか市は悩みと思って  
いらっしゃらないかもしれないですけども、1者が結果的に独占しているので、独占業務、  
独占をするということは弊害が多かろうという悩みを他の市町村でも抱えているだろうと。と  
なると、そこを広域的にカバーできるというか、そういった形で各市町村が知恵を出し合わな  
いと。もしそうやって広域にやって、毎回毎回やっていたとすると、また彼らがその地域内で  
こういう協業組合をつくって1者独占を図ろうと、イタチごっこになることもあります。

○総務課 ちょっといいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○総務課 今のお話ですと、一般廃棄物処理業務の許可をまず受けないとだめなのですね。うち  
の町の場合は、一般廃棄物処理業務については条例で、町内に営業所を構えていることを条件  
としてあります。ですから、ほかの自治体の方が広域でどうのこうのといってもなれないと。  
これまで、この場で論議されてきたのは、条例規則変えたらいいんのではないかということが  
出てたように記憶があります。

そんな中で、平成26年1月28日に最高裁の判決が出ていますよね。小浜市の取消訴訟原  
告適格判決という判決が出ているわけで、この中で、市町村長から一定区域につき、既に一般  
廃棄物処理業の許可またはその更新を受けている者は当該区域を対象として、他の者に対して  
された一般廃棄物処理業の許可処分及び許可更新処分の取消訴訟について、その原告適格を有  
するという判決が出ました。その判決文を読みますと、廃棄処理法の文言だけでなく、  
法令の趣旨、目的、その仕組みなどを実質的に、さらに柔軟に解釈し、一般廃棄物処理業は市  
場原理に委ねられるべきではなくと書いてありまして、事業の継続、安定性が大事であり、新  
規許可によって害される既存業者の利益を考慮すべきだと載っています。この辺が、この委員  
会で指摘されるネタと我々が実際にやろうとするときの具体的に悩むところですが、この辺に  
ついてどう解釈し、具体的にやっていったらいいかご指導いただければありがたいです。

○委員長 わかりました。私は不勉強で、そのような判決が出ていたということは、申しわけご

ざいませんけれども、知りませんでしたけれども、見ていて、1者が独占しているということの不合理性というか、じゃ今の議論を突きつめていくと入札なんかする必要ないでしょうと。もう最初から1者と契約するしかないということであれば、それと勝手な値段で契約して何が悪いのかということになりはしないかというふうに思います。やっぱり役場の方というのは法律を守ることが最重要課題ですから、一番重要だと思うのです。

また、豊田先生もいらっしゃって、弁護士先生とか、私、法曹関係者を前にして言うのはあれですけども、実は法律関係者って経済合理性ということを彼らはわからないのです。わからないというのは、ごめんなさい、それを一つの基準として設定することができないのですよ。法解釈という、最高裁の判決、過去の判例とかそういったものに基づいて、これについてはどうだという議論はできても、その経済合理性についてはどう判断するのだと。将来的にはどうだとか経済合理性というのは現在だけの合理性ではなく、将来どうなのだという。それから、こういうふうにやったらどの方法が一番合理的なのだというのを判断するのを経済合理性。だから難しいです。なので、最高裁の判例がこうだったからということを持ち出されると、確かに法律で動く世界の中ではそうですねということと言えるのですけれども、それをそのままやっていくと、一部の不心得者が不当利得をどんどんため込むのです。我々の目的は、そういった合理性のない経済活動が行われていないのかというのを見るのが入札監視委員会の役目であるように私は思っているのです。なので、一つの単なるアイデアでしかないのですけれども、何かもっとやり方がないのかなということでもいつも問題にしているところはございます。

○委員 去年も言ったような気がしますけれども、結局、今のお話ですと〇〇〇をお願いするしかないというか、法的なものも含めて地元ということもあるし、それはそれで私は良いと思うのですけれども、問題は、この委託費の金額が妥当かどうかだと思います。それは、去年と同じだからとかではなく、やっぱりいろいろ時代、時代で状況が変わったりしていることあるでしょうから、例えば歩掛かりなり単価なり、どうやって単価を設定したかわかりませんが、それは設計する委託計算書をつくる段階で役場としていろいろ研究して妥当な額を、去年より高くなるか安くなるかわかりませんが、同じかどうかかわかりませんが、それはきちっと委託費の妥当性を検証していくということは必要ではないかな。そのために例えば、委託はしないけれども、近隣の似たような同業の業者さんにいろいろ話を聞いてみるとか、あるいは近隣の役場と情報交換したりとか、そういう設計額、委託額の妥当性を毎年きちっと検証していくということが大事かなという気がします。

○総務課 委託の額については、このページがそうですけれども、実働台数を算出しまして、県

単価を掛けて、さらに諸経費率15%ということで、うちで発注している業務の中では一番低い諸経費率だと思います。これで発注させてもらっています。

入札のときに組合のほうから計算書をいただいております。これについては中を見ると実効予算で組んでいると。それで、たまたまこの予定価格の範囲内でおさまっていたということです。

うちの職員も毎年研究してまして、何が正しいのだろうと。業者と何が違って、何が合っていて、額が合っているのだろうということも検証してまして、今この辺まで落ち着いているということです。

○委員 そうやって毎年きちっと数字を確認しているということであれば。あとは、地元の業者に頼むことについては、特にそれはそれだと思います。

○委員長 もしそうであれば、やはり近隣の市町村とか宮城県の市町村で同じような業務を発注しているところのそういった数字について、みんなで持ち合って、金額を検討するというのも必要なと思いますね。1者独占ですから、ほかと比べてどうなのと。しかもほかに発注できないとすれば、ほかのところはどうなのという情報を持ち合って皆さんで議論するということは可能かなと思います。

あとは、数字というのは結果だけなのです。結果で、どういうプロセスを経てこの数字が出てきたかというのは、そこは実際に現場まで見てみないと、現場の人間でないとわからないですよ。みんながそういうのをつくってきますから非常に難しさはあるのですけれども、最近といいますか、大阪市ですか、橋下さんが清掃業務についてはかなりなんだかんだと言って、マスコミも追いかけて見ると、午前中やったら、午後はプールに行って遊んでいて、一体誰に給料払っているのだと、本当に清掃業務払っているのかと。ああいう実態を見ると、出てくる数字との業務関連性というのですけれども、それがちゃんとあるのかと、人件費についてはですね。これは難しい問題です。タクシーもそうですから。客待ち時間を人件費としてカウントするのかとか、そういう経済合理性の話になってくるので、ただ、そうなって、難しいからしようがないんだというふうに諦めるのであれば余りここで議論する意味もないかと思うので、ただ、一同でいろいろ知恵を出し合ってどうにかもっと別な効率性を探る方法はないかなということは今後議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

こちらはよろしいですか。

(13) 企29委第003号 松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託

次、3番目に入ります。公募型プロポーザルということで、3番目、選ばせていただきました。結果的には1者のみの入札ということで、これについては内容の検討がしっかり行われたかというところを中心にご説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

○企画調整課 企画調整課の〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから、企29委第003号松島地区等復興まちづくり推進事業業務委託についてご説明させていただきます。

初めに、事業の概要でございますが、資料2ページをご覧くださいと思います。

2ページの右上側に記載しておりますとおり、松島町震災復興計画に基づく復興まちづくりの具現化に向けた技術的支援や協議、調整、あとは復興交付金事業計画の進行管理補助、関連事業や関係機関との調整等を行うなど、復興交付金事業の円滑な実施に向けた事業マネジメント業務となっております。

本日は、プロポーザルの提案内容と発注者の意図が合致しているのかをご審議いただくとのことでございますので、その辺をご説明させていただきます。

資料20ページをお開きください。

資料20ページにつきましては、評価基準の内容となっております。配置予定技術者の経験及び能力についてと、あとは業務の実施方針や実施フロー、工程表における業務理解度、特定テーマに対する企画提案による業務提案度、ヒアリングにおけるコミュニケーション力、参考見積もりによる業務コストの妥当性について、表に記載のウエートで評価する旨を規定しているものでございます。

次に、資料25ページをお開きください。

25ページのほうが企画提案審査委員会で委員が評価した結果の一覧となっております。当ページにつきましては、上側にありますのが管理技術者と担当技術者の評価、下側にありますのが業務理解度、実施手順、適格性、実現性、独創性、説得力、熱意、コストの妥当性について評価した内容となっており、資料に記載のとおり、管理技術者、担当技術者については30点満点中平均30点、業務理解度からコストの妥当性につきましては70点満点中平均53.9点、合計100点満点中平均83.9点との結果となりました。業務理解度からコストの妥当性までの項目で、全ての項目が普通と評価された際の評価点は42点となるわけですが、先ほどご説明したとおり、当業務での評価点が平均53.9点でありましたので、プロポーザルの提案内容と発注者の意図が十分合致した結果となったと評価され、資料の27ページにあり

ますとおりに契約予定業者を選定した旨を公表したところでございます。

以上でご説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。何かご質問ありますか。

○委員 ○○○さん以外、手を挙げてくれなかった理由は何か考えられますか。

○企画調整課 復興事業が大分進んでいまして、実は24年度からこの事業をやっている、その当時は4者とか5者とか手を挙げてきたのですけれども、どうしても継続性のある事業でありますので、3年目ぐらいから、一番最初にとった業者さんだけが手を挙げるような形に移ってきた感じになります。

○委員長 であれば、もし継続してやっているのであれば、その効果でしょうね、その効果が本当にあったのかと。その効果を確認した上でまた同じ方と契約するということはそれでいいのだろうと思うのですけれども、いかがでしょう。効果についての検証とかは何か。

○企画調整課 そうですね、この業務自体が復興交付金の配分を受けるための資料の作成とか、あとは関係機関との協議とかでの支援、サポートというところでございますので、その点では年3回配分を受けています交付金をしっかり、こちらが要求したとおりに配分を受けているというのが効果なのかなと思われま。

○委員長 いかがでしょうか。そのような事情で。

○委員 それは今回満額ただけて。

○企画調整課 満額もらっています。当然、申請する前に、復興庁さんと事前にやり取りはしまして、その中でやっぱり復興庁さんでひっかかる部分はあるのですけれども、最終的にはこちらの意図を酌んでいただいて、満額いただいているというふうな形です。

○委員長 社会保険労務士さんがいろいろな補助金・助成金、こういうのがありますよというのを企業に紹介して、それがうまくいくと手数料で何%といただくのですけれども、それに近いようなイメージということですか。

○企画調整課 はい、イメージ的にはそんな感じです。

○委員長 いかがでしょう。

○委員 前も聞いていると思うのですけれども、結局は交付金の申請のところ、そういう事務手続を外注に出しているというか、そういうイメージなんですか。

○企画調整課 そうですね。結構細かい資料を求められたり、細かい図面を求められたりしますので、どちらかという資料の作成がメインな形になってくるのですけれども、あとは、交付金を申請する際の申請書類ですね、その辺の作成とか、あとは今までいただいた交付金も、カ

ルテをつくって管理をしているような形になっているのですけれども、そのカルテの作成をしていただいているというふうな内容です。

○委員 ちなみに、交付金に対してこの業務委託料というのは何%、あるいは何割ぐらいを理想とするのですか。

○企画調整課 この事業に対する交付金の率ということですか。75%です。今聞かれているのは……

○委員 すみません、つまり1,200万で請け負っていますよね。1,200万払ってやっ  
てもらっていますけれども、それに対して交付金はどれだけ来ていますか。その割合ですね。  
1,200万かけて1,000万しか来ませんでしたというのでは。

○企画調整課 第1回申請からということですか。

○委員 この契約でというと。

○企画調整課 この契約に関しては、75%は交付金でいただけるような形です。

○事務局 毎年、毎年幾らぐらいが来ているというか、もらえているかとか、そういうことですよ。毎年契約しているのであれば、例えば1,000万かけて幾ら交付金として入ってきていますかということですよ。

○委員 そうです。だから、1,000万かけて交付金が例えば10億来ているというのであれば、これは。

○企画調整課 その時々によっても違うので、何とも言えないのですけれども、済みません、今手元に資料を持ってきていないのです。

○委員 結局、率がいいかどうかというだけのことですね。

○事務局 ざっくりは、23年度末から配分を受けて今回18回目。大体この業務、今までトータルで2億ぐらい。事業費別で230億ぐらいだったかな。

○企画調整課 そうです、230億ぐらいの。

○委員長 では、コスパは余りよくない。

○委員 そもそもこの委託事業が交付金の対象になっているということを考えると、結局、職員の方々が復興で非常に人手不足で大変な中で、できるだけ外部に発注して、計画づくりなり何なり手伝ってもらって、それに対する部分も見ますからということで始めた趣旨の事業でしょうからね、これ自体がね。（「はい」の声あり）それにのっとってやっていると。

○企画調整課 はい、そのような感じですよ。

○事務局 交付金75%あるのですけれども、そのほかにも入ってきて、結局100%になって



いるので、国からのお金がいっぱい入ってきています。

○企画調整課 はい、補助はまた別なお金が入ってきていますので、手出しとしてはないような感じですか。

○委員長 言葉は悪いですけども、そういうものを私らは出来レースと言う、コンサルタントと国と市町村が一体となってやっているという。本当に、言葉悪いですが、ごめんなさい。ああもう決まっているのねと、スキームが。そんな気がします。

あと何かございますか。では結構です。

○企画調整課 ありがとうございます。

#### (14) 財29委第004号 松島町ふるさと納税業務委託

○委員長 次、4番目が〇〇〇さんのふるさと納税業務の業務委託、これは随意契約であり、落札率100%、あとは寄附金額の11%を契約金額としているという、その理由等について説明をお願いいたします。

○財務課 財29委第004号松島町ふるさと納税業務委託についてご説明いたします。

こちらの業務につきましては、一番最初の業務は平成28年度にスタートしておりまして、その当時はプロポーザルによって業者を選定して業務委託をかけております。

プロポーザルの過程につきましては、先ほどの企画調整課と同じような内容で評価させていただいておりまして、そのときは3者応募があって、そのうちの最高評価の事業所と随意契約で契約しております。

まず、平成28年度に事業を実施してみまして、その後、後年度について新たに業務委託をして実施するか、または自前で実施するかという判断をした上で、やはり業務内容等から見ても業務委託をして継続してやっていくべきだろうという庁舎内の検討を経まして、改めて契約をしたところでございます。

前年度にプロポーザルを経て業務委託契約を実施しておりまして、その際に専用ホームページの開設ですとか、総合窓口、受付窓口の設置ですとか、そういったことを既にしておりまして、そのものを活用して実施したほうが経済的にも経費的にも有利に事業を実施することができるだろうということで1者随契で契約させていただいているものです。

また、寄附金額の11%を契約額としている点につきましては、成功報酬的な形の契約になっております。例えば1,000万円寄附が集まりましたということになれば、110万の業務委託料という形になっております。そのために、事業者さんにおかれましてはホームページ

の作成に工夫を凝らしたり、例えば返礼品の商品開発の提案をこちらにさせていただいたり、あとパンフレットの作成などもさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 何か質問等ございますか。

○委員 この会社と契約はこれで2年目ということですか。

○財務課 そうですね。

○委員 ちなみに1年目はどのぐらいの寄附金があつて、幾ら払っているのですか。

○財務課 業務的には、ふるさと納税の返礼品の受け付けをできたのが11月からになってしまったのですが、その前に返礼品業者の募集をかけたり、ホームページの作成をしたりというのが3カ月ぐらい準備期間ありまして、11月から実際には受け付けを開始したのですが、それから3月までで94件、370万程度の寄附金をいただくことができました。例年ですと大体150万くらいだったので、倍ぐらいには寄附の額が多くなっているということで、金額もそうですけれども、寄附金額の申込件数のほうが重要なかなというふうにも思っていて、件数につきましても3倍、4倍という形になっていましたので、効果はあったのかなというふうには思っております。

○委員 初年度も11%ということですか。

○財務課 初年度も11%で、370万の11%なので、大体初年度は40万くらいですかね。先行投資的な形でホームページの作成とかパンフレットのデータの作成とかという経費はかかっているんで、あちらからしたら、うちだけ見れば赤字なのかもしれません。

○委員 そうすると、この審議事案説明書では契約金額幾ら幾らと円で書いてあるのですが、契約書では寄附金額の11%というふうにパーセントで書いてあるので、これは年度が終わったところで金額確定させたところで変更するということですか。

○財務課 発注の段階では、寄附金の収入を2,000万で見込んでおりますというところまで設計者で、うちのほうでうたっていて、それに対してどうですかという形で募集をしているのですね。実際の支払いに関しては、その月、その月の実績に基づいて何%、例えば10月に10万、寄附金額があつたので、その分1万1,000円支払いますというふうに、毎月毎月で区切ってお支払いはしているところです。例えばすごい事業が軌道に乗って寄附金額がいっぱい集まってきましたというふうになったときは、途中で多分私たちのほうで補正予算を組んで委託料の増額補正をしたりとかということも必要になってくるかもしれませんが。見込みを出すところがちょっと難しい業務ではあるのですが。

- 委員 2,000万となると、希望的な観測なのかな。
- 財務課 かなり高い目標で設定はしたという感じはあります。たまたま去年ですと、お一人の方で1,000万を寄附いただいた方がいらっしまったので、業務委託かける前に1,000万円入ってきているので、トータルすると1,300万という金額にはなっていますが、それがなければ370万なので。
- 委員長 ふるさと納税は鳴り物入りで地域の振興云々と言っていますが、結果的には寄附する人、全額控除ですね、税金部分は、もちろんここで払う分をここで払っているというだけであって、だから返礼品相当額だけが丸もうけという、寄附する意味がないんだろうというふうには。受けるほうは、地元産業の仕入れしてくれればその分売れるからという、要はこういったところ、これは地元の会社ではないので、他のところがプロポーザル、こういったもので潤ってしまうというのもあるでしょうし、あと、返礼率が30%を一応目安にという。そういったところも〇〇〇さんではちゃんとシステム対応といいますか、システムじゃないね、今後はこういったもの、そこにちゃんとなるようにというような指導は来ていますかね。
- 財務課 事業を進める際にいろいろアドバイスをいただいております、私ども松島ではもともと30%で設定していたので、今回通知が回っても特に変更しなくて済んでいるのですけれども、余り経費をかけ過ぎて寄附額の半分以上経費でしたというのも寄附者の方に対して失礼かなという思いもあって。
- 委員長 私のお客様ですごい寄附した方がいらして、うちの職員が各市町村に全部電話で聞いたのですよ、何%相当ですかと。30から50ぐらいまで、やっぱり30%が一番多かったですね。
- 財務課 常識的な範囲で30%かなと思って、最初から30%には設定していたところでした。
- 委員長 ということですが、あと何か。
- 委員 この業務費積算、出来高で全部11%でやっているのですけれども、これを決めるに何か検討はなかったですか。例えば固定費を額にしてあとは出来高にするとか、いろいろやり方はあると思うのですけれども、まるきり全部出来高にするというのもあれだなという気がするので、その辺の内部の検討というのは。
- 財務課 事業を進める上で、先ほど申し上げたとおり、寄附金額に対して経費をどのぐらいかけるかというところを一番重点に置いて考えていまして、まずは半分以下にしようと、全体の経費をですね。きっちり50%ということもないので、40%から45%の間で抑えたいというふうな考えを事務局のほうでは持っていました。

そのときに、まず返礼品の率を3割に設定しました。残り15%の中で業務委託やら、あとは例えばクレジット決済手数料とかもかかってくるのですけれども、そういったことも賄えるような内容で業務委託をかけたいという考えを持っていまして、大体10%から15%の間でかけられるような設計をしていました。その中で11%という、他のアピールポイントとかも、もちろんプロポーザルなのであったのですけれども、そういったことも加味して、今回の〇〇〇さんと去年契約して、そのまま継続しているという形になっています。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。じゃ結構です。ありがとうございました。

時間も押して、12時を少し越えると思うのですけれども、なるべく早目に終わらせたいと思いますので、すみません、ご協力お願いします。

(15) 財29委第007号 松島町役場他消防設備保守点検業務委託

(16) 財29委第009号 松島町役場清掃業務委託 ※同時に説明

次、5番目が同じく財務課財政班のほうですね、〇〇〇さん、条件付き一般競争入札で5者やっているけれども、落札率51%で、低落札率ですね。説明お願いいたします。

○財務課 財29委第007号松島町役場他消防設備保守点検業務委託についてご説明いたします。

こちらにつきましては、町で管理します27施設の消防設備保守点検業務委託について発注したものでございます。

これまで27施設が単年度でそれぞれ施設を管理する担当課で発注している業務を、今回財政班のほうで取りまとめを行いまして合併して入札したものになっております。これにつきましては、職員の業務の簡素化・効率化を図るということを目的の一つとしてやっておりまして、さらに合併入札をすることによって経費が抑えられるということも目的の一つとしてやらせていただいたものでございます。また、単年度から3カ年という複数年の契約にしたという点につきましても同様の理由で、今回そのような形にさせていただいております。

○委員長 すみません、次の6番の〇〇〇、これも同じで、低入でピックアップしていますので、あわせて説明していただければと思います。

○財務課 次に、6番目の財29委第009号松島町役場清掃業務委託、こちらについては松島町役場、この庁舎の清掃業務委託になっておりますが、去年までは単年度で1年1年契約しておりました。ただ、毎年必ず継続していく業務でもありますし、複数年の契約をすることによって経費が削減されるということも期待しまして、今回3年間の契約ということで入札をさせ

ていただいております。

業務内容については以上となります。

○委員長 ということ、複数年契約したことだけが原因かどうかはわかりませんが、落札率がここまで下がっているというのがその理由ではないかというふうなあれですけども。

○財務課 複数年で契約したのが今回初めてなので、とりあえず単年のときと同じ設計で、それを積み上げた形で設計をしております。結果、それが低落札率につながっているのかなというふうに考えております。

○委員長 ご質問、どうぞ何かあれば。

入札結果を見ますと、6番のほうは3者ですね。〇〇〇さんが570万で1番。最低制限価格、まだまだあれありますけれども、一番高いのは〇〇〇さん、1,064万ですからね、半分ですよ。5番も同じですね。見ると5者で、〇〇〇さんが270万、最低制限価格ぎりぎりというところですね、消費税除いたところ。一番高いところが730万という。それを考えると、先ほどの最低制限価格ね、80というのはちょっとどうかなと思います。こちらは50でしょう。

○委員 これ、複数年にすることでその辺の反応というか、変わった部分もありますか。

○財務課 金額に関しては、3カ年契約を単年度にならしたときに、昨年度の決算額よりは少しではありますけれども低くなっていました。なお、毎年毎年、それぞれの施設でやっていたものを私たちのほうで取りまとめて1回の入札でやっているということもあるので、事務の簡素化、効率化にもつながっているのかなと思います。

○委員長 これは受けるほうも同じですよ。やはり3年間ちゃんと契約で業務もらえとなれば工夫の仕方いろいろあるわけだから、そういうことだろうと思いますね。

あと何かご意見ございますか。これはやったばかりなので、もしかしたら何かの不都合、必ず物事はメリット・デメリットがあると思いますから、契約金額が下がったというのはメリットだと思うのですが、3年間継続するに当たって何かのデメリットが出てこないとも限らないですね。その辺を見てもないとあれですが、この辺が一つの成功例として認識されるといいかなと思います。

結構です。ありがとうございます。

(17) 健28委第265号 インピーダンスオージオメータ（聴覚検査機器）点検業務委託では次、7番目、〇〇〇さんですね。よろしく申し上げます。

○健康長寿課 お願いします。

○委員長 こちらは随契で落札率100%ということで、そのあたりの理由をご説明してください。お願いします。

○健康長寿課 健28委第265号インピーダンスオージオメータ（聴覚検査機器）点検業務委託について説明させていただきます。

母子保健法に基づきまして、3歳6カ月児健診におきまして聴覚検査をインピーダンスオージオメータを使用しているところですが、年に1回、客観的校正点検を実施しております。

オージオメータは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律により管理医療機器Ⅱに分類されておりまして、保守管理が必要な医療機器であるため、入札参加資格登録している3者を指名し、見積書の提出を依頼したところ、医療用機器点検業務取り扱いがないということで2者辞退したため、1者との随意契約となったものです。

落札率は88%となっております。

以上です。

○委員長 これは表のほうで当初100%となっていたんですけども、88。

○健康長寿課 大変申しわけございません。うちのほうで最初の数字の提出をする際に、担当で間違っって100としてしまったもので、大変申しわけございませんでした。

○委員長 いえ、それは。ただ、随意契約ということの合理性と。

何かご質問等ございますか。1者しか応じなかったという事態。辞退の理由が医療用機器点検業務の取り扱いがないという、他の2者が。

○健康長寿課 はい。

○委員 校正もできないということですね。

○健康長寿課 はい。

○委員長 あるいはもっと宮城県内。宮城県内なのですか、こちらの発注する業者の資格としては。

○健康長寿課 県内3者をお願いをしました。

○委員長 県内には3者しか該当する業務を請け負ってくれそうないところはないというような感じだったのでしょうか。

○健康長寿課 町の登録業者の中ではということです。

○委員長 ああ、登録業者でね。はい。ということは、登録業者が余り多くないのでしょうかね、

絶対数が。

どうですか、何かございますか。

- 委員 金額も金額ですし、まあ、いいのではないですか。
- 委員 地元ではないと、この金額で来てやるというのはなかなかできないかもしれませんね。
- 委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。
- 健康長寿課 ありがとうございます。

(18) 産28委第252号 松くい虫防除事業(樹幹注入)業務委託

- 委員長 次が8番目、松くい虫の防除事業、指名競争入札10者あって、これについては変更内容があったので、変更の内容とそれから変更で対応できることの妥当性ですね。そのあたりを中心にお願いします。
- 産業観光課 事業名が、産28委第252号松くい虫防除事業(樹幹注入)業務委託という形になります。

こちらの事業は、町内の松の木に樹幹注入して、要は毎年防除しないで、四、五年に1回という形になりますけれども、これは国庫補助事業で、1年前に調査して、それを発注するというものでございます。

それで、主な変更の内容ですけれども、若干調査時期によって木が太くなるのが1点と、あと松くい虫で、今回10本ほど樹幹注入の対象松が枯れてしまっていたということで、その分ですけれども、実際には枯れてしまっていますけれども、やはり太っている木もございましたので、本数のほうが増えてしまったので委託料が増額になったという形になります。

以上です。

- 委員長 という説明ですが、何かご質問ございますか。
- 委員 ちなみに、松くい虫の対象となるかどうかの木の選定はどのぐらいの期間があるとベストなのですかね。
- 産業観光課 ベストというよりも、今打っている木が、薬によって5年もつ木と7年もつという形で、対象は7年にしているのですけれども、やはり7年目になってくると、辺りで松くい虫が異常に発生してしまして木が枯れていますから、どうしても枯れてしまっているのがありますので、実際、補助事業なので1年前に手を挙げないと事業を認めてもらえませんので。
- 委員 じゃ松くい虫の症状が出てきたから本数を数えて注文するというのではなく、1年前の段階で予防として。

- 産業観光課 予防としてやっていますので。
- 委員 でもって5年間と。
- 委員長 変更契約になった理由としては、本数がふえたということだったのですけれども、最初の入札の段階で。
- 産業観光課 1年前に測っていますので、やはり1年の間に木が太っているものがありますので。
- 委員長 1年前の本数で一応発注をかけたということですかね。そうすると、当初から見込まれて、こういったことがあるかもしれないと。
- 産業観光課 施工業者さんによってはかかる場所が違うので、太さによって薬剤の量が変わってきますので、どうしても薬剤のほうが増えるということがありますので、これは最初から増額を見込んでいますけれども、実際に間違った数字を張って仕様書を組めませんので、この仕様書というのは1年前から決まっているので、要は実際に施工業者さんが行って量ってもらうということで、今回は太っていたということでもあります。
- 委員長 はい。逆に言うと、そういったものというのは、入札の段階では入れられないかもしれないけれどもということですね、恐らく。皆さんもう毎年のことでもあるし、ある程度は両方とも発注側も受注側も理解した上で発注先が行っているということによろしいですね。
- 産業観光課 はい。
- 委員長 あと何か質問ございますでしょうか。
- 委員 すみません、業務委託の指名競争入札についての通知というところで、町長名で通知が出ていますけれども、左肩に、別紙指名業者10者というふうに書いてあるのですが、この通知は指名業者に対して送られた通知ですよ。
- 事務局 宛名のところは業者さんの名前になって送られていくような感じです。
- 産業観光課 業者さんの氏名で送っています。10者というのは、あくまでも別紙でつけますから、一覧で、ここで、他何者でなくて、10者という形をつくっています。
- 委員 この通知を受け取った業者は別紙指名業者の、その別紙というのはいらっしゃらないのですよね、もちろん。
- 産業観光課 もらっていないです。
- 委員 これは役場の内部の決裁仕様としてこうなっていると。
- 委員長 実際に送るときには、こんなのは左肩に何も入っていないですよ。何も入っていないということですよ。



- 委員 業者には、左肩に何も入っていない文書が送られると。
- 委員 実際の会社名を入れて、何々殿と1者ずつ皆これを出しているということですね。
- 委員 わかりました。
- 産業観光課 そうですね。内容がばれればれになってしまいますよね。
- 委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。では結構です。ありがとうございます。

(19) 歓28委第280号 仙台空港二次交通運行調査その1業務委託

次、9番目も産業観光課でよろしいですか。〇〇〇の関係で、これは整理番号39で、40もあるのですが、これ一緒のものなので、同じような感じであわせて説明していただければと思います。よろしくをお願いします。

- 産業観光課 観20委第280号の仙台空港二次交通運行調査その1業務委託と、その2業務委託と一緒に発注をとっております。

本事業についてでございますが、東北観光復興対策交付金という、観光庁からの補助金を財源に実施する事業でございました。東北観光復興対策交付金の補助要件としましては、松島町であれば、単独の申請ではなくて、どこかの市町村と連携して申請するのが必須ということで、岩手県の平泉町と同じく宮城県の東松島市、松島町とこの東北観光復興対策交付金を活用した事業実施基本協定書を結んで事業に当たったところでございます。

その協定書の中に、根拠法令等には第6条の2と書いてございますけれども、こちらのほうでは役割分担を決めておりまして、事務幹事だったり入札幹事町を決めております。入札幹事町が岩手県の平泉町ということで、平泉町のほうで入札を行っていただいている。あと連携市町の結果に基づいて、その事業所と随意契約を行うということの協定書に基づいて今回契約したものですから、落札率は100%と相なっております。こちらの連携関係の契約については、当町のほうでも初めてでございまして、宮城県の東北6県協定書のほうを参考に進めさせていただいたところでございました。

以上です。

- 委員長 ありがとうございます。何か質問等ございますか。
- 委員 その2というのは何ですか。
- 産業観光課 その2は、こちらは平泉と松島、仙台空港から松島、平泉に行く部分で、仙台空港、松島町、東松島市のほうがその2業務となっております。
- 委員 ちなみに、なぜ平泉町を選ばれたのでしょうか。

- 産業観光課 平泉あたりは、やはり東北観光の王道ルートは松島・平泉、観光関連業者の方に聞いてもよく望まれるルートだということと、あとは仙台空港が民営化に去年の4月になった後に、どうしても関西の伊丹空港と違って二次交通と言われるバスが仙台空港は全くないという環境だったので、この交付金を使って、県境は越えますけれども、重い荷物を持って松島・平泉に来ていただけるのであれば、このバスを使えば楽に来れますよというような受け入れ体制環境整備を図るので、平泉と一緒にやるということで選ばせていただきました。向こうもぜひ一緒にやろうという声もいただいたところでございます。
- 委員 お客さんをふやすPRは何かやっていますか。何かニュースでは見ているのですけれども。
- 産業観光課 いわゆる旅行商品化するのが一番のPRになるのですけれども、交付金の交付決定後しか動けないということもあって、最初には1月からスタートということで観光のオフシーズンという苦労はしたのですけれども、考えられる媒体を使ってPRのほうはさせていただいています。あと、旅行会社のエージェントにも旅行商品化のお願いをして今広めているところでございます。
- 委員長 第二、第三のドラゴンルートをつくるぞということですね。
- 産業観光課 そのつもりで頑張っています。
- 委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。では結構です。ありがとうございました。

(20) 上28委第228号 根廻磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設設計業務委託

最後10番が低入ですね。案件10番、整理番号70番の水道事業所施設。こちらについては条件付き一般競争、6者入札あって、落札率51%、低入になったと。この低入になった理由等を中心にご説明いただければと思います。お願いします。

- 水道事業所 よろしく申し上げます。

根廻磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設設計業務委託です。

発注方式は、条件付き一般競争入札になります。

事業概要につきましては、水道管移設に伴う設計を実施しております。

参加条件につきましては、建設関連業務の中で設計コンサル、上水道及び工業用水道に登録されており、宮城県に本店、支店、営業所を有する者となっております、6者参加しております。

落札価格につきましては税込み220万3,200円となっております、落札率51%となって

おります。

以上、説明を終わります。

○委員長 何かご質問等ございますか。

○委員 コンサル、そろそろ来ているのではないですかね、競争の、かなり。コンサル関係の仕事の入札率は大体全部もうこんな感じですか。

○水道事業所 そうです。

○委員長 特に今回、1番と2番については最低制限価格の探り合いが行われたのではないかとと思われるような札の金額ですね。だから、先ほどの工事のあれと比べると、何であっちは80%で、こっちは50%ですよ。こっちはこれだけあるから、実際に5は2者だから。

基本的には人件費だけなのですか、この業務というのは。（「そうですね」の声あり）

あとございませんか、何かご質問。こういった設計管理業務については、今後もう少し過当競争といたしますか、そうなる可能性が出てきたかなということが見て取れるかと思えます。

なければ以上でございます。ありがとうございます。

時間が大幅に超過してしまって申しわけございません。

#### 4. 閉会の挨拶

○事務局 これで個別審議の全てが終了しました。

各委員様から何かご意見があればこの場でお願いいたします。ないですか。

○委員長 泉田先生、何かおっしゃりたいことがあれば。

○委員 審議事案説明書の中で、別紙入札参加条件設定調書参照と済ませているところが何件かありましたので、それはやっぱり概要はここで書いていただきたい。

○委員長 説明して口頭でとか、資料を見ながらですね、そうしていただきたいなど。

○事務局 以前に、文字がすごく小さくなってしまうので、別紙でもというお話があったということだったので、このやり方も大丈夫だよというふうに案内はしていたのですが。抜粋して、特徴的な部分だけをここに入れ込むというような形で今後はしようと思えます。ありがとうございます。

○委員長 あるいは事前に送付というのがもしできればですかね。なかなかそれも大変かとは思いますが。

○委員 この資料を持ってこいというのも。

○委員長 そうですね。

○委員 あと、今回は20件選定ですけれども、選定件数をもう少し減らしてもいいのではないかと。

○委員長 減らしましょうかね。私もそう思います。もう少し件数を絞ってじっくり議論したほうがいい議論が出るように思いますので、次回以降は件数を減らすようにしてみたいと思います。

○委員 大分良くなってきているところは多いと思いますので。

○委員長 そうですね。わかりました。

○事務局 では、委員長から総括を。

○委員長 すみません、今回は開催日が変わってしまって、また、中での議論を時間を無視して、私も議論に熱中する余り時間をとり過ぎてしまって申しわけございませんでした。

確かに何回もやっていて、問題点が絞れてきている部分もあり、ただ、やはり今回も、ある一定の基準に合っていればいいのではないか、あるいはしようがないじゃないか、もしそういうもので全部物事を解決するのであれば、この監視委員会も私は要らないのではないかと思うので、その中でも何か工夫をすることで町民の方のメリットになるような入札方法はないのかと。もちろん、不正をやっていないよと、正しいことをやっているよということを確認するのも入札委員会の重要な仕事であるとは思うのですけれども、プラスアルファでそういったことも検討できるといいのになと。今までもそのような形で運営してきたわけですね。今後、ですからそういう方向性でもちょっと検討していただければなど、私は個人的には思っております。

以上です。ありがとうございます。

○事務局 長時間お疲れさまでございました。

以上をもちまして入札監視委員会を終了となります。ありがとうございました。

---

---